平成２２年（フ）第１１４９号
福岡市早良区内野８丁目１番11号
債務者　下山　寿夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６１号
福岡市南区高宮２丁目３番７号
債務者　犬丸　辰代（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８２号
福岡市東区和白６丁目13番16号
債務者　高木　健二
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８７号
福岡市南区大橋２丁目13番14―404号、住民票上の住所福岡市南区皿山３丁目１番８―206号
債務者　ベルウッドこと　佐藤五百子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１９３号
福岡県春日市上白水10丁目50番地カームレジデンス105号
債務者　安藤　慎悟
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２０７号
福岡市南区三宅３丁目23番１―604号
債務者　吉村真理子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１６号
福岡県古賀市小竹975番地６
債務者　白石　英児
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１７号
福岡県古賀市小竹975番地６
債務者　白石　利恵
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２６５号
福岡市東区青葉１丁目31番１号
債務者　久我　正一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７８号
福岡市博多区比恵町５番31号―907号、住民票上の住所山口県下関市綾羅木本町３丁目４番31号
債務者　小島　浩子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２９２号
福岡市南区塩原４丁目17番22号
債務者　平野　　玲
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０１号
福岡市東区八田４丁目２番３―202号
債務者　坂口　　満
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０５号
福岡市西区姪浜駅南４丁目15番38―101号
債務者　高島　真二
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１０号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬８番403号
債務者　大浦　晃嗣
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２０号
福岡市博多区春町３丁目３番17号
債務者　上原　一人
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６８号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目２番１―301号パティオ福岡東Ｅ棟
債務者　上野　理子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３７１号
福岡県春日市須玖南１丁目145番地ルポ須玖南202号
債務者　盛也　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３７２号
福岡県春日市須玖南１丁目145番地ルポ須玖南202号
債務者　盛也　明月
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部